

手 数 料 表

本所が有料職業紹介事業を行った場合は、次のとおり手数料を申し受けます。

次の手数料は厚生労働省が定める手数料の最高額を超えない上限によるものです。なお、本所は免税事業者になります。

1 受付手数料

求人又は求職の申込を受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

求人の受付 1件につき 690 円（消費税相当分を含む。）を求人者から
求職の受付 1件につき 660 円（消費税相当分を含む。）を求職者から
（求職の場合は、職種が、芸道家、家政婦（夫）、配ぜん人、調理士、モデル又はマネキンに限る。）

ただし、同一の求職者に掛かる求職の申込みの受理が1箇月に3件を超える場合には、3件分を超えては申し受けません。

2 上制限紹介手数料

就職が決定した場合には、求人者から、次の1又は2のいずれかの額の紹介手数料を、対象となる賃金が支払われた日以降に申し受けます。

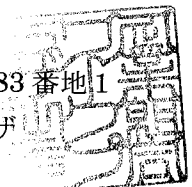
ただし、同一の雇用主に引き続き6箇月を超えて雇用された場合は、6箇月を超えた雇用については申し受けません。

- 1 支払われた賃金の 10.8 %（消費税相当分を含む。）に相当する額（2に該当する場合は2に定めるところにより紹介手数料を申し受けます。）
- 2 期間の定めのない雇用契約に基づき同一の雇用主に引き続き6箇月を超えて雇用された場合は、次の①又は②によって算出された額のうちいずれかの大きい額。
 - ① 当該6箇月間の雇用に掛かる賃金について支払われた賃金額の 10.8 %（消費税相当分を含む。）に相当する額
 - ② 当該6箇月間の雇用にかかる賃金について支払われた賃金額から臨時に支払われた賃金及び3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を差し引いた額の 14.5 %（消費税相当分を含む。）に相当する額

許可番号 20ーユー300160

所在地 長野県佐久市中込 3083 番地1

事業所名 企業組合ワークプラザ



手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	690円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の 10.8% 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足を容易にするための求人者にたしする専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の 10.8% 手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 0円 活動1日当たり 0円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の 20% 手数料負担は 求人者 とします。
就職を安易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の 10.8% 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には消費税が含まれております。

許可番号 厚生労働大臣許可20-ユ300022

事業所の名称及び所在地 企業組合 ワークプラザ

長野県佐久市中込3083番地1

